



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名　メディキット株式会社  
代 表 者 名　代表取締役社長 栗田 宣文  
（コード番号：7749 J A S D A Q）  
問 合 せ 先　常務取締役 管理部門担当 石田 健  
電 話 番 号　0 3 - 3 8 3 9 - 8 8 7 0

## 定款一部変更及び取締役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款一部変更及び取締役の報酬額改定について、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

当社グループは、経営環境の変化に対応できる組織体制・経営体制を構築し、迅速な意思決定を行うことが重要な経営課題であると考えている中、更なる業容の一層の拡大に備え、経営体制の強化充実を図るため、取締役の員数を 8 名以内から 10 名以内に変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数に変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は <u>8</u> 名以内とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。
第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の任期) 第 33 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 会社法第 329 条第 <u>2</u> 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の任期) 第 33 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会社法第 329 条第 <u>3</u> 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内

<p>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 (条文省略)</p>	<p>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
--	---

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日 (金)

2. 取締役の報酬額改定

取締役の員数の変更を踏まえ、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会において取締役の報酬額改定を付議いたします。

以上